

であります。

第八に鉦害賠償責任の消滅時効に關する規定であります。改正案第十五條では損害の発生または鉦害の進行のやんだときより二十年となつておりますが、金風鉦山の坑内排水等の鉦害等、進行がいつやんだか實際上不明で、結局永久ということになります。

鉦害権存続中のものは因果關係が不明のためやむを得ないと存じますが、鉦業権消滅のものはその損害が発生しないときは、第百十九條第二項で担保供託金のとりもどしを認めております。加うるに鉦業権が消滅しても、二十年、三十年という賠償責任を認めても、鉦業権者の所在や責任等の範圍が不明となりますので、鉦業権消滅のときは、鉦害賠償責任も消滅のときより十年とすべきであります。

第九、改正案第百十七條第三項で、石炭以外の鉦種についても鉦産物販売額の百分の一以内の担保供託金の積立てを命じ得ることになつておりますが、石炭一トン二十円に比し、金風鉦山の百分の一の限度額の算出根拠も疑問であります。根本的には金風鉦山の鉦害には、石炭、亜炭のごとき土地陥落の問題はほとんどないといつてもよいほどであります。金風鉦山の鉦害は掘採量に關係のない坑内、選鉦等の排水または鉦煙等で、金風鉦業に対する供託金制度の必要は、鉦業法施行四十五年の実績にかんがみましても、その必要はないのであります。政府当局は今新たにいかなる見通しと御意向により金風鉦山に供託金制度を新設されんとするのか、その御趣旨は理解いたしかねるところであります。金風鉦業界といしましては、担保供託金制度は、金風鉦業としては必要がないの

で、除外してもらいたいことを要望いたします。

第十、鉦業権と採石権に關する調整規定をおくことが必要であると考へます。

このたび国会に提出されました採石法案によりまると、採石法に列挙されている岩石を掘採販売する場合は、採石権を得なければならぬものとされております。しかも採石権は原則として土地所有権者にその優位を認めております。しかるに鉦業権における採石は、脈石、母岩等と一緒に採掘しなければ採掘できないのであります。地下の採掘については、従来も現在も地上権と關係なく鉦業権の内容として掘採しているものであります。またたま岩石等が經濟價值のある場合は販売いたしてゐるのであります。地下何百尺何千尺の箇所の掘採は地表所有権では利用外であるし、所有権の行使に何らさしつかへするものではなく、鉦業権の掘採に附随して掘採販売される岩石は鉦業権の内容であり、当然採石権を得る必要はないものと考へています。しかし學者の中には別箇の法体系で規制しているの、かような場合採石権を要するものと解する方もあります。かような異説に對してもまた兩者の權利衝突を避けるためにも、鉦業権による採石に附随して掘採される岩石の採石は、採石法より除外するとともに、鉦業権と採石権が同一地域に重複設定された場合は、兩者の操業に關する調整規定をこの際設けておくことが立法上望ましいことであると考へます。

時間の關係上、業界の改正法案に對する主要希望意見のみ申し述べました

が、その他の事項につきましての業界の要望事項はお手元に差上げましたプリントをごらん願ひたいと存じます。○小金委員長 たいだい六分半ほど超過いたしました、なるべく十五分以内でお述べを願ひたいと思います。

次は御用務の關係があらますので、順序を変更いたしまして、日本亞炭協會代表龍岡七郎君にお願いいたします。

○龍岡公述人 たいだい御紹介にあずかりました龍岡七郎であります。

頭炭鉦業會とこのたび鉦業法に入りました耐火粘土というものが非常に關係が深いので、頭炭鉦業會といたしまして、耐火粘土が鉦業法に入るために、亜炭と耐火粘土を掘つて行く上に非常にむずかしい問題がとくに起りますので、耐火粘土のうち、特に木節粘土というものをこの法案第三條の種目のうちから除いて採石法の種目の方へ変更していただきたい、こう思うのであります。耐火粘土は大体私の長年扱つておる經驗から大別しまして、二種類にわかれるものと思つております。第一種類の方は、現在掘採されておる岩手県にある岩手粘土あるいは福岡県の石炭の間から出る耐火粘土、第二種類としては木節粘土で、愛知、三重、岐阜県などに産する木節粘土と、そのほかたわらにあるところのドロマイト粘土というものが耐火粘土の中に含まれておるだらうと思つておるのであります。第一の方の方は鉦業法に入れるのが妥当であり、第二の方は採石法の方に入れるのがよろしいじやないか。このいろいろな種目を見ますと、採石法の方は多分のものが表面から掘つて入るようになっております。鉦業法の方は大体が坑道深く入るとい

うことになつておるように思いますから、私の方としては、今申し上げた耐火粘土の木節なり、ドロマイトなりは採石法の方に入れていただきたい、この思うのであります。

それからこの採石法の條項の中に、採石を終つた時分には原状に復しという條項がございますが、この原状に復するといふことは非常にむずかしい言葉でないか。一旦掘つた山を原状に復せといつても、これはできない相談ではないか。これはせびとも他の言葉をもち、第三者に損害を與えない程度に復旧するとかいうような言葉に改めて條項をかえていただきたいと思ひます。

それからもう一つお願いしたいのは、この鉦業法の種目の中に長石とけい石が入つておりますが、これも採石法の中に入れてのが妥当であります。長石とかけい石というものは大体が表面から掘るものであり、長石のごときは一箇所にたくさん鉦量があるものではないのであります。たいていは四、五年、十年くらい掘れば掘り盡すといふのが例でありますから、ぜひこの鉦業権の種目より採石法の方にかえていただきたい。けい石のごときも、たいへんたくさんある丹波地方、あるいは三河にあるけい石というものは量もありまじし、また長石と錯綜してあるけい石ではなくて、このけい石なども、本来から言えばこれをけい石という字に改めて、別にけい石—あるいはけい石といふのが悪いが悪ければ白いけい石といふように直すのがほんとうなのではないか。今の三河地方に出るところのけい石、丹波地方に出るけい石などは、耐火れんがに使用するものであり、白いけい石といふのはガラスあるいは陶磁器の原料とするもので、非常にその使用の目的も違ひますし、鉦物のあり方も違ふから、これはぜひさういふふうに改正をしていただきたい、こう思うのであります。以上をもつて私の意見を終ります。

○小金委員長 次は、これも時間の都合があるさうでありますから、東京大学教授杉村章三郎君にお願いいたします。

○杉村公述人 私は東京大学教授杉村章三郎であります。私はたいだい議題となつております鉦業法案及び採石法案に對して全体としましてはその成立を希望するものであります。現行の鉦

業法は明治三十八年、また砂鉄法は明治四十三年にそれぞれ制定せられた古い法律であり、これが改正は終戦前におきましてしばしば問題となつておつたところでありました。終戦後間もなく昭和二十一年の初頭以来改正委員会が設けられ、爾來改正案につきましても研究が續けられておつたのであります。この改正委員会には東大の我妻教授を始め、著名な学者も参画せられており、この案の形成には積極的な努力されたといふことも何つてあります。いよいよこの法案は官界、学界の多年の研究になる成案であつて、昨今見られますような国会の閉会まぎわに一括上程されるような議案とは多少趣を異にしてゐるのではないかと思われまします。またこの法案は英米の法制をそのまま移したといふようなものではなく、従来の鉄業法を基礎としてわが國の事情に即する制度を樹立しようとしてゐる点で賞讃せられてよいかと思われまします。

全体としての觀察はこれくらいいたしまして、以下この法案の内容につきましても問題となるべき点を指摘したいと存じます。ただここに御了承を得たいことは、以下私が述べますことは現在の私一個の見解でありまして、鉄業行政につきましても、私が関係してゐます地方行政調査委員会においても取上げるものと存じますが、まだこれはその討議に入つておらないといふことを申し述べておきます。この鉄業法につきましても最も根本的問題は、地下資源に対する國家の権能といふものの性格でありまして、現行の鉄業法では御承知の通り未掘探の鉄物は國の所有とするといふことになつておられます。この規定は上は天上に達し、下地軸に及ぶといふような所有権万能の思想を克服して、地下の重要資源に対する國の支配権は認められたものであるといふことは明らかであるといふことも、國の所有としましたために、その権能、性格につきましても從來学界などで論議が重ねられておつたのであります。この法案では國有といふ文字を避けまして、「國は、まだ掘探されない鉄物について、これを掘探し、及び取得する權利を賦與する権能を有する」といふように規定して、未掘探の鉄物に対して國がある種の支配権を有することを明らかにしてあります。しかし問題は、これではまだ解決しておるとは考えられないのでありまして、この場合の國家の鉄物に対する支配権の性格が問題となるのであります。無主物に対する國家の統治權的支配権と解するといふことも一説でありましようけれども、これはおそらく正當とは言えないものと考へます。法案も鉄区外に搬出された鉄物について、初めて無主の動産としておるわけでありまします。鉄物に対する國の支配権が、無主物に対するものでないといふれば、それはやはり現行鉄業法におけるような所有權的支配権とならざるを得ないわけでありまして、こゝを解しますと、鉄業權の設定の許可といふものは、やはり鉄業出願者、すなわち將來の鉄業權者に対する特權の付與といふことになるのであります。そうしますれば、その特權につきましても、一定の年限を限るといふことも、一つの行き方と思われるのであります。またただこの許可に際して使用、徴収すべき手数料といふのが、單なる行政的面に對する反

對給付といふものを内容とするものではなく、むしろ特權料——ある特權として國が與えた、こゝいうような性格のものとして解すべきものではないかと考へられるのであります。もしそうだとすれば、別表における手数料といふものは、掘探權設定に対する場合など、多少少額に失するのではないかと考へようにも考へられます。私としてはちやうど特許權に対する特許料といふような考へ方になつてはどうかと思ふのであります。また、もつともまづ鉄業權者に対しては、特に鉄区税といふ地方税が課せられて、その間その利益に對する國家の地方團體に対する寄與といふものはしておるわけでありまします。こゝで、こゝで特權料の徴収といふことによつて、一面鉄業のいわば資本主義的經營の利潤に對して、國家が参加するといふような考へ方もできないのではなからうかといふように考へておるのであります。

次に鉄業權につきましても、法案は現行鉄業法の建前と同様に、日本國民、または日本國法人をもつてその資格としておるのであります。これは鉄業の國家的性格をその根柢とした考へ方でありまします。日本の置かれた現在の國際的地位からすれば、少くとも相互主義を原則とすべきではなからうかと考へておるのであります。鉄業權の許可につきましても、先願主義がとられておるといふことも現行法と同様でありまします。この決定は出願の發達の日時を標準としておるのであります。そうして出願には引受時刻の証明のついた第一種郵便といふことで、その順位を定めようとしておるわけでありまします。こゝのくらしいな手續をとれば、受領の日時

を標準とするといふようなことではない方がよろしかうと思ふのであります。従つてこの点については、法案の主義に賛成したいと思ふのであります。次に行政組織の面から考へてみますと、この法案は鉄業の許可權を初めとして、國の權力的關與にあたるとして、行政機關といふものは、ほとんど通産省の地方出先機關でありまします。通産局長は鉄物の掘探が經濟的に価値がないと認めるときは、その他公共の福祉に反すると認める等の場合におきまして、出願を許可しないといふように、多くの裁量權を持ちまします。また公共の福祉に反する等の場合、すでに與えた鉄業權を取消するといふような権限も與へられておるのであります。これに反して通産大臣といふものは、異議の決定權とかあるいは鉄業權者に対する報告聽取の権限といふようなものが認められておるにとどまるわけでありまします。これは官庁内部のいわば地方分權主義ともいふべきものであります。この種の行政機能すべてを國の出先機關に一任して、一々本省の大臣の許可を要しないといふのは事務の簡素化をねらい、一面は地方通産局長の責任を明らかにしたと言へるわけでありまして、これは官庁組織における新たな傾向とも見られるのであります。しかし通産局長の権限が著しく大であるだけに、通産大臣のこれに対する監督あるいは是正の規定といふものが必要ではなからうかと存じます。この種の行き方は労働基準法などで見られておるのであります。が、労働基準法では基準局長の行為に對して労働に關する主務大臣が指揮監

督をして、これを行使することが明らかにせられておるのであります。それから次に鉄業に關する國の事務と地方團體の事務との配分の見地からこの法案を取上げてみることにいたします。この法案におきましては鉄業權の設定の許可權を初めとして、ほとんどすべての行政処分を國の権能としまして、これを主として出先機關たる通産局長が処理するといふことになつておられます。これは法案の總則の規定にありますが、鉄業の目的とするところから、鉄物資源の開發を國家的見地から合理的にしよといふことにあるのであります。また國が地下資源に對する支配權を有する以上、この原則がとられたことは當然であらうかと思われまします。ただ地方公共團體の権能と關連するところを拾つてみますと、鉄業權設定の出願のあつたときに、通産局長は關係都道府縣知事に協議しなければならぬものとしておられます。これは鉄業の実施が地元の地方公共團體に密接な關係を有するものであるから、その同意を必要とするといふ趣旨に解せられるのであります。もしそうとするならば、協議せられる地方公共團體は都道府縣には限らず、地元の市町村長がさらに密接な關係を持つておるものと思はれるのであります。それでありましますからして、やはり都道府縣知事と關係市町村長がこの協議に加わるといふことが適當ではなからうかと思はれるのであります。また法案では、國の所有する土地については、この協議機關を当該行政機關としておるのであります。が、この場合もやはり關係地方公共團體の長は協議に加わらるべきものではなからうかと思われ

を標準とするといふようなことではない方がよろしかうと思ふのであります。従つてこの点については、法案の主義に賛成したいと思ふのであります。次に行政組織の面から考へてみますと、この法案は鉄業の許可權を初めとして、國の權力的關與にあたるとして、行政機關といふものは、ほとんど通産省の地方出先機關でありまします。通産局長は鉄物の掘探が經濟的に価値がないと認めるときは、その他公共の福祉に反すると認める等の場合におきまして、出願を許可しないといふように、多くの裁量權を持ちまします。また公共の福祉に反する等の場合、すでに與えた鉄業權を取消するといふような権限も與へられておるのであります。これに反して通産大臣といふものは、異議の決定權とかあるいは鉄業權者に対する報告聽取の権限といふようなものが認められておるにとどまるわけでありまします。これは官庁内部のいわば地方分權主義ともいふべきものであります。この種の行政機能すべてを國の出先機關に一任して、一々本省の大臣の許可を要しないといふのは事務の簡素化をねらい、一面は地方通産局長の責任を明らかにしたと言へるわけでありまして、これは官庁組織における新たな傾向とも見られるのであります。しかし通産局長の権限が著しく大であるだけに、通産大臣のこれに対する監督あるいは是正の規定といふものが必要ではなからうかと存じます。この種の行き方は労働基準法などで見られておるのであります。が、労働基準法では基準局長の行為に對して労働に關する主務大臣が指揮監

督をして、これを行使することが明らかにせられておるのであります。それから次に鉄業に關する國の事務と地方團體の事務との配分の見地からこの法案を取上げてみることにいたします。この法案におきましては鉄業權の設定の許可權を初めとして、ほとんどすべての行政処分を國の権能としまして、これを主として出先機關たる通産局長が処理するといふことになつておられます。これは法案の總則の規定にありますが、鉄業の目的とするところから、鉄物資源の開發を國家的見地から合理的にしよといふことにあるのであります。また國が地下資源に對する支配權を有する以上、この原則がとられたことは當然であらうかと思われまします。ただ地方公共團體の権能と關連するところを拾つてみますと、鉄業權設定の出願のあつたときに、通産局長は關係都道府縣知事に協議しなければならぬものとしておられます。これは鉄業の実施が地元の地方公共團體に密接な關係を有するものであるから、その同意を必要とするといふ趣旨に解せられるのであります。もしそうとするならば、協議せられる地方公共團體は都道府縣には限らず、地元の市町村長がさらに密接な關係を持つておるものと思はれるのであります。それでありましますからして、やはり都道府縣知事と關係市町村長がこの協議に加わるといふことが適當ではなからうかと思はれるのであります。また法案では、國の所有する土地については、この協議機關を当該行政機關としておるのであります。が、この場合もやはり關係地方公共團體の長は協議に加わらるべきものではなからうかと思われ

次に地方公共団体との関係は、地方
損害賠償基連協議会というものがこ
にありますが、その構成についても存
するのであります、法案によりま
す、委員は十二人以内の委員からな
り、それに関係行政機関の職員の中
から局長が任命するということにな
るのであります、この行政機関の
職員というのはどういう範囲である
かは必ずしも明らかにしておりませ
んが、この行政機関の中にもやはり
地方団体の関係者を加うべきもので
ないかと思ふるのであります。

も、一つ次に採石法案につきましても、この採石権というものは非常に特殊なものでありますが、これは鉱業法と違ひまして、国の支配権下にあるものを特許するといふような形ではななく、むしろ土地所有権に対する制限物件につきまして、国家がその運営について関與するといふような仕組みのもの

以上なお非常に大きな法案でありますので、いろ／＼なことが問題になろうかと思うのでありますが、さしあたり私の考えております点を述べまして御参考に供する次第でございます。

○小金委員長 次は日本石炭協会会長高木作太君。

の変動に伴つて、しばしば改正を必要とする法令などと異なりまして、恒久的性質を持たなければなりません。現行法は明治三十八年制定以来、数次の部分的改正は行われましたが、半世紀にわたり、わが国の鉱業の發展に寄與したものでありますことは御承知の通りであります。政府におかれまして

第一点は、石炭鉱区の最小面積を十
五ヘクタール、従来の五万坪程度とす
ることであります。法案第十四條第二
項は石炭鉱区の最小面積を三十ヘク
タール、約十萬坪と規定いたしており
ますが、従来五萬坪の企業單位で何ら
の不利不便なく稼行して参つたのであ
りまして、特にこれを三十ヘクタール
、十萬坪に拡大せねばならぬ理由は
認められませんのみにならず、鉱床の開

第二点は、試掘権の存続期間を従来通り四年とし、一回の延長を認むることとであります。今後試掘を要する地城はおおむね深部に属し、地表よりの掘査きわめて困難であり、数多くの試掘

次に詩撰作業を誠実に継続中のものについて、さらに一回の延長は執筆の発展助長の上からも当然と考えますから、これまた四箇年の延長を認むることに修正せらるることを希望いたします。

御承知の通り現存する各種鉱物の計掘権は、戦時中重要鉱物増産法の規定によつて鉱種別に期間が延長され、現在きわめて混乱しております、取扱いの上からも、改正法によつて簡明ならしめる必要があると思ひます。なお

右のごとき取扱ひは、昭和十六年試験
権制度改正の際の先例もあり、既得権
尊重の趣旨よりいたしまして、きつ
めて当然と考へます。

第三点は、採掘権は従来通り永久権

わたり事業を営みつつある例に乏しくないのであります。もし予測に反し盛況不振の場合は、たとひ権利は永久権であつても、内容の空虚な権利でありますがゆゑに、権利者は当然これを放棄いたしますから、この面からの弊害は考慮の要はないと思ひます。また企業の安定、永続性、資材、技術の合理的使用に見ても、一事業所の閉鎖は、

第四点は、事業着手の義務の期限を一年とし、休業の認可を届出とする点とであります。法案第六十二條第一項は、事業着手を営業権の設定または移転のときから六箇月に義務づけておりますが、わが国の現状は、資金、資材はもとより、技術陣容を一時に動員することの困難はもちろんのこと、土地

の使用の手続その他相当の準備期間を必要とした。また立地条件の支配を受け、積雪期に許可または移転を受けた鉱区等については、法律は不可能をしい結果と相なりますので、現行法通り着手義務は一箇年と修正されんことを希望いたします。

同條第二項、第三項は休業について従来の届出制を認可制に改めました。が、従来届出をもつて何ら支障なく運営されて参りましたので、特にこれを認可制とする必要は認められませんが、理由を明記して届出することに修正せられたいと思ひます。

第五点は、土地の使用、収用についてであります。鉱業の実施に際し、最初に達する問題は鉱業用地の使用は、鉱業法による通商産業局長の許可に基き、土地所有者と協議することのみによつては土地の使用ができず、さらに農地調整法によつて、府県知事の農地使用の許可を受けなければなりませんので、手続の煩瑣はもとより、急速なる土地の使用が困難で、事業経営上支障が少くありませんが、法案によりますれば、土地の使用、収用の申請があつたときは、通商産業局長は関係都道府県知事に協議するとともに、鉱業権者または租鉱権者並びに土地に關して権利を有する者の出頭を求めて、公開による聽聞を行うこととなり、従来よりきわめて公正かつ民主的な形式が採用されておりますので、農地調整法の重ねての適用の必要はないものと信じます。よつて農地調整法の適用を除外する明文を挿入し、急速に土地の使用、収用のできまう修正せられんことを希望するものであります。

第六点は、鉱害賠償についての所見であります。鉱害の賠償に關する規定は昭和十四年に追加されたものであります。以来十箇年の歳月をけみしめたので、遺憾ながら正常の歩みを続けたとは申しかねます。すなわち事變、戦争中國家の要請に基いて、鉱害の発生を無視して強行採掘を行ひました結果、異常なる鉱害が発生したのであります。これにつきましては先般の国会におきまして特別鉱害復旧臨時措置法が制定されまして、一応の解決を見ましたことは、まことに御同慶の至りであります。前に申し述べましたように、鉱害賠償の規定は制定後日なお浅きため、今回の鉱業法の改正にあたりまして、原則的に現行規定がそのまま移行され、わずかに必要規定の一、二箇條の追加にとどまりました。

これは、まことに時宜に適した措置であると思ひます。しかるに一部には今回の鉱業法改正の機会に、賠償原則を變革し、金錢賠償を原状回復に置きかえることの要望があるやに聞き及んでおりますが、賠償は民法の大原則に従ひ、金錢をもつてその損失の補填をなすことを本旨としたまはすので、賠償の損失補填以上の賠償義務を法定いたし

ますことは、理論上の矛盾があるばかりでなく、限度ある賠償義務の負担力を度外視するものでありますから、これを賠償原則は従来通り金錢をもつてこれを行うこととしたまはすことが当然と信ずるものであります。もつとも鉱業権といたしましては、適正賠償額に國家その他の出捐を加算いたしまして、鉱害の原状回復を行いますことに

つきましては大なる関心と希望を持つものであります。よつて政府におかれましては、前國會の當院の決議の趣旨を尊重せられ、一般鉱害の復旧に關し、すみやかに施策を考究せられまことをお願いいたします。

なお現行法より改正法案が踏襲いたしております供託金制度につきましては、その効果にかんがみ、これが存置につき、この際再検討を加えられんことを希望するものであります。

これを要しますのに、鉱業権者に苛酷な負担を法律をもつて強制いたしますことは、石炭鉱業の破滅を意味するものでありますから、鉱業権者の責任限度はあくまでも金錢をもつてする適正賠償にあることを法文上明らかにいたしておく必要がありまことを重ねて申し述べます。

次に今回追加されました第百十四條の規定の予定賠償は、当事者相互の便宜を考慮されたものと存じます。すなわち賠償は、その物の対価以上に上まわることとは考えられませんが、鉱業権者は對価を提供し、將來の賠償責任の免除を受けまことは、これまた當然と考えますし、紛議を未然に防止し、双方の利益となるものと固く信ずるものであります。

なお鉱害賠償に關連いたしまして一言いたしたいことは、鉱害発生の子見されま土地に、鉱業権者に連絡なく建物その他の工作物等を設置することによつて、無用の鉱害を惹起する場合がありまので、これが防止の方法を請することでありま。すなわち実例といたしましては、近き將來當然土地陥落の被害発生を予想されま土地に、新制中学校の校舍を新設しよう

といたしまして、地ならしに着手いたし

しました際、鉱業権者がこれを知り、協議の上他の安全地帯に敷地の變更をいたしましたので、鉱害を未然に防止し得たのであります。かような事例は枚挙にいとまありませんが、かくのごとき場合は、事前に鉱業権者に協議することの一箇條の條文挿入によつて、鉱業権者及び相手方双方の損害を未然に防ぎ、多大な利益となるものと信じ

ます。

時間の關係上意を盡しませんでした御了察を願ひます。御清聴を感謝いたしま

す。

○小金委員長 ちよつとお語りいたしま

す。公述人に対する質疑について

は、後刻全部の公述人の御発言が済み

ました後にまとめていたいただくこと

に相なつておりましたが、午前中御発言をくださいました方々のうちで所用のためお帰りにならなければならぬ方

がございますので、その方々の分にお返しして特別に午前中これから御質疑をしていただいた方がよろしいと思ひますが、御異議はございませ

か。

○異議なしと呼ぶ者あり

○小金委員長 御異議ないと認めま

す。それではさよう決しました。岡部

楠男君、詫間七郎君、杉村章三郎君及

び高木作太君、以上四名の方に対する

御質疑がありましたならば、御発言願

ひたいと思ひます。

○田淵委員 亜炭と粘土の探掘権に對

していろいろあるのですが、公述人が十二時の汽車で帰るというのを伺つておりますから、後刻書面でも伺ひたいと思ひます。ひとつ公述人に御了解を願つておきたいのであります。

○小金委員長 それでは詫間さんにそのことをお願いいたしておきます。

○酒井公述人 ただいま御紹介にあ

ずかりました帝國石油株式会社の酒井喜四であります。今回の鉱業法改正法案は改正の方向、趣旨についてはお

おね成でございます。ただ詳細に検討いたしますと、局部的にはいろいろ意見もあるものであります。この席では石油鉱業に直接携わつておる立場から、関連する点について若干の意見を述べたいと思つております。

第一点は、石油を目的とする試掘権の存続期間は四年とし、さらに少くとも二年延長を認めるということが絶対に必要であると思ふのであります。

試掘権の存続期間は改正法案の第十八條において、現行の四年が二年に短縮され、延長期間がさらに二年とされておるのであります。石油については左記に述べますように、他鉱業と異なる特殊事情によつて、特にこの期間を四年に延ばす必要があると思ふのであります。その一つは石油の探掘の特異性であります。石油は液体であるいは気体として存在するために、露頭の位置に鉱床の本体が存在しないのが普通なのであります。従つて石油の探掘は固形鉱物の場合と異なりまして、鉱床自体を直接探掘するに先だちまして、石油が存在し得る構造を求めなければならぬのであります。すなわち石油母岩、マザー・ロックと言つてお

りますか、その発達の確認、それから多孔質の砂岩の存在の確認、帽岩キヤップ・ロックの分布の確認、集油構造の確認、集油機構の決定といったよ

う

う

う

うないわゆる石油のいれものの存在及びその条件を明らかにしてからでなければ、本格的な試験に入る事ができないという特殊な事情があるのであります。

次に探鉱の範囲がきわめて広大な地域にわたるというのであります。さきに述べましたような構造の探査にあたりましては、探鉱の規模が広大な地域から始められなければならないことは石油の探鉱の一大特質なのであります。しかも最近の本邦におきます石油探査は、物理探鉱法の導入によつて一新時期を画し、広汎な平原を対象に加えることになつたのであります。すなわち物理探鉱法は広汎な地域にわたつて重力探鉱法による基礎調査をまずやり、続いて地震探鉱法による構造の精査をいたします。さらに必要に応じて、放射能探鉱、地化学探鉱等を併用することによるものであります。基礎調査及び以上の精査を完了するだけでも少くとも二年ないし四年を必要とするのであります。

次に探鉱の深度が非常に伸びて参つたといふことでもあります。石油におきましては、その探掘可能深度がきわめて大でありまして、すでに三千メートルを越えた例も多々あるのであります。最近探鉱技術の進歩に伴つて試験掘井の深度も次第に増大する傾向にございます。かかる試験掘井は一坑を完成するにも相当長期を必要といたします。さらに深部構造は多くの場合地表面の構造との間にずれを示すために、必然的に探鉱面積も拡大いたします。また試験掘の坑数も増加せざるを得ないという実情に相なつておるのであります。かくのごとくしまして、地質

構造の規模によつては相当の距離を離して順次多数の試験を要するために、一般的に試験掘による探鉱作業期間としては、少くともそのみで三年ないし四年を必要とするのであります。

従つて基礎調査、構造精査及び試験掘による全探鉱作業期間は、どうしても五年ないし八年の日子を必要とするものになるのであります。ここで探鉱の所要の期間の事例を二、三申し上げてみますと、平原地帯探鉱の例として、新潟県中蒲原郡の羽生田——加茂の構造の場合は、昭和二十二年より地表及び古生物調査、重力精査及び精査並びに地震精査を都合三年間にわたつて行いました。二十四年、二十五年、深度約五百メートルに対して、試験掘二坑を掘鑿し、二十六年以降現在引続き試験を要するものとして作業を進めております。また同じく新潟県北蒲原郡水原構造の場合は、昭和二十二年以降本年に至るまで四年間、地表、古生物、重力精査、重力精査、地震精査をいたし、本年及び本年以降二年以上試験掘作業による探鉱を行うものであります。また北海道の山形地帯探鉱の例として、天塩郡の北川口構造の問題があります。この場合は、第一次探鉱として昭和十一年地質調査を、昭和十三年地質調査を行い、昭和十三年から十七年まで深度約千五百メートルに対し、二坑のロータリーの試験掘井を掘鑿して一時中止したのであります。この資料に基いてさらに第二次探鉱を計画し、昭和二十二年、二十三年、地表及び古生物調査を行い、二十三年以降深度二千二百メートルに対して試験掘一坑を掘鑿し、目下掘進中、かような事情になつておるのであります。この

場合のごときは、第一、第二の両探鉱期間を推算いたしますと、実に十年以上にわたるといふような実情なのであります。

さらに、現実の問題としては、本邦においては石油の賦存地帯が主として降雪地帯に偏在するために、地質調査並びに試験掘作業に相当季節的制約を受けることも考慮しなければならぬと思ふのであります。すなわち地質調査を積雪期間中に実施することはほとんど不可能であります。また試験掘については、道路の開通、槽その他諸設備の建設等の準備作業は、すべて雪どけを待つてやらなければならない、こういうことに相なつておるのであります。

以上のように石油の探鉱は特殊な条件下にあるところ、改正法案に示された一般探鉱物の短期試験掘を石油においても一律に適用されるにおきましては、探鉱作業の中途において試験掘が消費するがごとき不安定な事態を招来し、ために科学的探鉱に伴う試験掘区に対する大規模な投資を不可能ならしめ、ひいては今後本邦の石油資源の積極的開発を著しく阻害するおそれがあると考えるのであります。

試験掘が他の鉱業の場合に比較し、存続期間の伸長を認めなければ、技術的にいわれる試験掘の目的を達成することができなかつた実情を示すものであるのであります。また今次の鉱業法改正に際しては、石油の特殊事情を考慮いたしまして、石油を目的とする試験掘については、存続期間を四年とするとの議決を行つております。また民間の試験掘の存続期間は一般に二年とし、特に石油に限り必要と認めるときは四年以下の期間延長を許可し得るようになすべきであるとのコメントを出しておるといふことも伺つております。

これらは前述のような実情に照して、きわめて適切な配慮であると考えられるのであります。ただいま申しました石油試験掘の特殊性の主張が、ひとりそれに関係する者の独断でないことを実証するものであると私は考えるのであります。

第二点は租鉱権制度の適切な運用をはかるべきであるといふことであります。新鉱業法案は残鉱の収取その他鉱物の経済的開発上必要がある場合、他人の探鉱区内の一部で鉱物を掘採取得るための租鉱権制度を設けておるのであります。石油鉱業には従来共同井という慣行があります。これは当事者間の契約関係をもつて実質的に他人の探鉱区に寄與しているものであります。しかしながらこれら共同井の法律関係は明確な欠けのために、当事者間に不測の事故ないし損害を惹起するおそれなしといふのであります。従つて新法案の租鉱権制度が従来の共同井の慣行をそのうちに吸収し得るごとき

措置するならば、法律的にはなほ有益な意義といふべきであります。ただこれがためには石油鉱業における租鉱権については、石油鉱床の特殊性にかんがみ、租鉱の対象たる鉱床の解釈また租鉱区面積の取扱ひ等について、実情に則した措置が講ぜられるとともに、その合理的な掘採のため抗井の位置、深度、間隔、坑数の制限等を法的に定めることを必要とするのであります。少くとも現行の共同井契約については経過的に右の措置を認めることによつて、租鉱権制度の運用面の適切を期することがまず先決条件である。このことが適行に行われることによつてのみ租鉱権制度の新設に私は賛成する次第であります。

第三点は鉱業の実施の規定に関連して二、三の意見を述べてみます。その一つは施業案であります。探鉱区内に対する施業案は、試験掘の場合と同じくこれを届出制にいたすべきであると思ふのであります。本来企業に対する行政機関はできる限り避けるべきであると思ふのであります。この場合届出制によりまして、草案の第百條の規定によつて必要に応じて施業案の変更の勅告命令をすることができるようになります。これによつて十分行政目的を達することはできるはずであると思ふのであります。この認可制をとる理由として、鉱山保安法との関係によるもののように聞えておりますが、届出制によつて保安法の面に影響を及ぼすとは思われませんし、試験掘区の場合と甲乙を設ける理由も考えられないのであります。

次に施業案の内容は、申すまでもなく事業実施の根本的要綱に属するもの

でありますから、その内容は命令に譲るべき性質のものではなく、少くともその骨子となるべき事項は、本法において明確にされることを要する次第であります。

さらに鉱業の実施面において鉱利の保護、鉱業権者相互間の関係の問題があるわけですが、新法案は、いわゆる相隣関係事項の規定においては、はた不備なものであります。諸外国の立法例によれば、相当進歩を示してゐるようでありまして、かかる例にならうとして、適切な立法化を行い、事業進行の円滑をはかるとともに、事故の発生防止に勉めるべきであると考えられるのであります。この点改正案の第一次草案には研究の跡が認められておつたのであります。遂に本法案に載るところとならなかつたのは、ことに残念しごくに存する次第であります。

さらに法案の第二十六條に、設備設計書の規定がありますが、これに関連いたしまして、他人の鉱区に重複した場合は隣接して鉱区の設定申請がされた場合には、鉱利の保護、合理的開発、あるいは事故防止の見地から、必要ある場合はこれを提出させることと改正するのが妥当であると考えられてあります。

なお右の点並びに施業案の内容とも関連いたしまして、相隣鉱業間の準則的規定が欠如しておることの不備が、いよいよ痛感させられる次第なのであります。

その次が他人の土地を使用し得る場合に、石油及びガス輸送管の設置というものを加えていただきたいのであります。これは第四百四條を読んで見ますと、鉱物の運搬に関して索道その他

の規定が載つておりまして、おそらく石油及びガスが液体あるいはガス体であるということから、そこに記載漏れではないかと思つておりました。決して石油及びガス輸送管の設置を使用の対象から削除する趣旨ではなかつたろうと思つておりました。これはぜひその文句をこれに加えていただきたいと思つておりました。

最後に現行法では炭化水素を主成分とする天然ガスは、石油と見なされておりましたが、新法案は、可燃性天然ガスを石油のほかに独立鉱物として取扱われることになつております。このため石油鉱床とまつた関係のない可燃性天然ガスの掘探が、明確に独立して行われることとなるのであつて、この点はきわめて妥当であるのであります。天然ガスの性質及びそれと石油鉱床との関係は、賦存条件によつてその程度の相違を待たなければならず、かつその判定は技術的にも非常に困難な場合が多いために、新法においては天然ガスの掘探が石油の掘探に支障を與えぬように、十分に考慮せられなければならないと思つておりました。このためには少くとも含油層と密接な関係にある可燃性天然ガスは、石油自体とみなさるべきであり、かかる取扱いととも、現行の石油を目的とする鉱業権に關しては、可燃性天然ガスの掘探権を含むよう、経過的な措置をとられんことを希望する次第であります。

以上をもちまして、私の公述を終ります。

○小金委員長 それでは午前中はこの程度にいたしまして休憩いたします。午後は一時半から引き続き開会いたします。

午後一時五十分開議

○小金委員長 これから午前中に引き続きまして公聴会を開きます。

次は石灰石鉱業協会会長芳賀茂内君。

○芳賀公選人 ただいま御紹介にあずかりました石灰石鉱業協会会長芳賀茂内でございます。鉱業法案に關する意見、主として追加鉱物について意見を申し述べたいと存じます。

石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石、耐火粘土を鉱業法上の法定鉱物に加えることについては、関係業界多年の願ひでありまして、政府におかれては四年來の審議を盡された結果、第八回会にこれら追加鉱物を含む鉱業法案を提案されたいことは、われわれ業界の喜びにたえないところであります。何とぞ国会におかれては慎重御審議の上、すみやかに本件を御可決くださいますよう、ひときまは左に協会の意見を申し上げたいと存じます。

一、石灰石の重要性、石灰石は現在では日本の地下資源の中で最も重要なものの一つであります。その埋蔵量も少なくなく、しかも産額の大なること、品質の良好で用途が多方面にわたること。すなわちおもなものを申し上げますと、セメントを初め、化学肥料、カーバイド、石灰、ソーダ灰、ガラス、人造纖維の原料として、製鉄用副原料として、また製紙、製糖用中和剤として、あるいは土建用碎石として

て広く用いられ、昭和二十四年度においては生産量一千万トンに達し、今後逐年増加の趨勢にあります。戦後わが国が重工業から平和産業に転ずるに及び、低廉な原料である石灰石は、いよいよその用途と使命を増し、従来無機化学の範圍を出なかつたものが、化学の進歩につれ、晩近有機化学の領域に進出し、その勢いは年を追うて隆盛になつておるような次第であります。かくのごとく石灰石は産業上原料として重要であるばかりでなく、製品としてまた原石として輸出される量も少くないのであります。

第二、法定鉱物追加要望の要點、そのうちの一、採掘権を確保し、事業の安定をはかる必要があり。理由、みづから所有し、または賃貸している石灰石鉱床に対し、他人が他種鉱物の試掘権を出願し、ために現に採掘してゐる区域あるいは予備区域であつても、計画的に苦しみられた事例が従来少くなかつたのであります。事業者の一部ではこれら妨害を防ぐため、自己の鉱床に対し他種鉱物の試掘権を設定し、むだな費用と労力を拂つておるものもあります。

二、鉱物の採掘またはこれに伴う必要な施設のために土地の使用または収用が許され、事業の安定をはかる必要があり。理由、従来掘出積出し用地、引込積出し地または索道支柱その他必要施設用地等に不当な対価を要求され、ために事業の遂行が妨げられ、または既設掘出し用地の賃貸し契約を解除され、事業経営が脅かされた等の事例が少くなかつたのであります。

第三、採石料に關し土地所有者から不当な價格が要求され、事業の安定が脅かされることを防止し、公正かつ健全な経営と企業安定をはかる必要があり。理由の一、採石料の不正にかつ事業の負担限度を越える増額要求がこ数年各地に行われ、ために年余にわたつて安結のつかなくなつた事例が相当あつたのであります。法定鉱物に追加されることによつて、「まだ採掘されてない鉱物についてはこれは掘採しまたは取得する権利の附屬」、これは国家にあるので、従つて採石料は無償たるべきことを明確にし、不当な摩滅を除き、鉱業の育成をはかることを期待するものであります。理由

という事実もあります。昭和二十四年秋には東京都の一部町村会議において、トン当り三円の石炭新設を決議せられた。これを従来法定鉱物について見ますと、鉱産税が課せられていたが、これとあわせて、いわゆる鉱石税のごとき課税はなかつたはずであります。ひとたび石灰石鉱業がこの二重課税せられておるのは了解に苦しむところでもあります。

以上のような次第で、国会において慎重に税制審議が行われても、いわゆる法定外の独立税として市町村限りで二重課税的な市町村民税を課せられることは苦痛にたえないところであり、この点からも法定鉱物に指定されることにより、鉱産税一本として税制の公正化をはかれることを期待するものであります。

五、法定鉱物の追加が遅れたために、鉱業者または土地所有者の既得権が不当に侵害され、思わぬ混乱を引起す例があります。すみやかに実施の必要であることを要望します。理由、新鉱業法案については、すでに四年にわたり、各方面の意見を聞き、政府で用意されたものであります。その内容は広く知られており、その近き実施が期待されておりますので、実施が遅延しているために、その時期的ずれに乗じ、現に某採掘場においては、土地所有者から二十年にわたる賃貸し契約を解除して来たり、あるいは某採掘場に對し、すでに売却した農民が、農地法による買収運動を起したるとき、または現に採掘中の某事業場が近く契約更改期となるので、爾後の契約に応じない態度を示しているがごときその一例でありまして、いずれも事業者の

稼行必至を見越して、法施行前に既得権を一時中断し、本法案上の土地所有者の権利を確保し、もつて経済的交渉を有利にはかろうとしておるものもあるものであります。あるいはまた反対に、ためにする者が土地所有者の利益を侵害することもあり得るわけであり

三、鉱業法案に関する意見、一、法案に見えます土地調整委員会、これには業界からも参加させていたきたいという要望を持っております。二、法案第四十條、第四十七條、第九十一條及び第九十六條の聴聞に関する通知及び公示期限を二週間前とする。理由、法案においては、一週間前までにこれをしなければならぬことになつてゐるが、鉱業権者側では、本社、所轄事務所及び採掘事業所等の連絡と準備等の都合もあつて、原案の期日では不具合であります。三、法案第六十二條の事業着手期間を一箇年以内とする。理由、事業着手のための諸般の準備は六箇月では困難である。四、

法案第四十條の使用目的に港灣を追加し、法案第五條の採掘及び港灣を追加する。河川面及び海面の使用に關しては、法案第八條、水の使用に關する権利と同様に、土地の使用に關する規定を準用する。五、法案第十五條の損害賠償責任の消滅時効は鉱業権消滅のときに限り、消滅のときより十年とする。理由、鉱業権者の所在、責任等不明となり、または経済能力の著しき減退の場合も予想される。六、鉱業権による採掘に附隨して採取される採石は、鉱業権の内容として認めらるることとし、鉱業権と採石権との調整をはかる。

以上意見を申し述べました。
○小金委員長 次は時間の御都合があるから永久権として絶対さしつかえないと思うのであります。北海道石灰石株式社長長舟橋要君。

○舟橋公進人 このたび鉱業法案の改正及び採石法案の立案されるにあたりまして、業界及び各界多数より意見の御聴取をしていただき、この公聴会をお開きになりましたその慎重さというものに對しまして、国民といたしまして、最大の敬意を表するともに、深甚なる感謝の意を表したいと思います。私のこれから公述いたします一、二項目を除きまして、大半はわれわれの業界を代表いたしまして、高木石灰協會長より詳細なる項目の説明をしておりますので、私はごく大略をわれわれ業界全体が同一意見であることの意味を示すために各項を追うて、簡単に御説明申し上げたいと思ひます。

第一点、法律第十四條第二項の石灰炭鉱の最低面積三十ヘクタールは、十ヘクタール、約五万坪とすること、この理由をいたしまして、現行鉱業法の石灰炭鉱の最低面積五万坪は独立の一企業単位として明治三十八年以來約五十年にわたつて別段の不便と不利を感じなく実施されて来たものであります。この面積の引上げの必要は絶対にないと思ひます。従来通りにしていただきたいと思ひます。

第三点、法案第六十二條第一項において、試掘、採掘の事業着手の義務を六箇月以内で規定してあります。これを一年以内として同條第二項、第三項の認可を届出制に改めることに願ひたいと思ひます。その理由としては、北海道のごとき氣候の特殊事情があります。冬期間はほとんど十一月から四月までは調査もできませんし、着手が困難であります。積雪の事情のために、この時期はとうてい不可能でありますので、事業の着手、及び休業について許可制度としたが、現今のごとき不安定な経済事情下においては、届出制とすることが妥當であると思ひます。

第四点、鉱業用地としての土地の使用及び収用の権限を、従来通り通商産業局長とすること。理由、従来土地の使用及び収用は、通商産業局長の権限で処理されていたため、従来は鉱業用地の確保には、事の性質上多少の困難はありましたが、比較的順調な解決によつて、事業の遂行をして参つたのであります。しかるに新法案によりまして、事業の認定の権限を除いては、すべて土地収用審査会にその権限が移されております。事業の処理、解決に長時日を要することは明らかで、事業実施に障害を示すことが予想されるのであります。加うるに、右審査会がほとんど鉱業に關係のない委員をもつて構成されております。従つて鉱業の特殊性に對する認識乏しく、事業の公正なる判断をなすことについて、はな

はだ不安であります。もとより鉱業用地の使用、収用は急速を要する場合が多いのであります。このために特殊法たる鉱業法中に、これらに關する規定が設けられてゐるものと信じます。この見地から二本建となさず、従来通りの取扱ひを切に希望するものであります。

第五点、法案第十五條第一項の、損害賠償請求権の消滅時効二十年を十年とすること。理由、損害賠償請求権の消滅時効は、損害発生のごときから二十年、進行中の損害については、その進行のやんだときから二十年を経過したときに、初めて効力を生ずるものとなつてゐるが、鉱業権は国家より賦與された権利であり、この権利の正当な行使によつて生ずる鉱業の賠償は、民法の不法行為と同一視することは、理論的にも首肯できないのであります。民法第六十七條第一項の原則と歩調を合せて、これを十年として、不安定期間を短縮していただきたいのであります。

第六点、法案第十七條第二項の損害賠償の担保供託は、北海道としてこれを除外していただきたいと思ひます。北海道には既往において、鉱害発生事例なく、本道の石灰炭鉱業に對しては担保供託を免除する明文を設けていただきたいという点であります。

第七点、法案第三十條第三項の租税制度につきまして、世間の一部に否定的見解があるやに聞き及んでおりますが、従来慣行の斤量と、法律上の制度として、權利義務を明確にいたしましたことは、適切な立法措置と信じます。すなわち大規模な企業に

適しない地下資源を、この種権利によつて遺利ならしめることは、国家的に見ましても、必要であると信じまして、原案に賛成するものであります。ただ租鉱権なる用語は、たゞ／＼元満州州鉱業法の用語と同一であるがゆゑに、かれこれ権利の内容も異なるゆゑ、従来より用いられました使用権なる用語を踏襲していただけますならば、幸いだと思います。

次に第八点、従来の、現行法の第二十二條に規定されておりました出願中名義の変更ができる件が、今度の新法案で削除されております。これは特にお願いしておきたいことは、北海道のときは、地下資源の調査は行き渡っておりません未開発地が多いのであります。現在のあらゆる鉱業は、自己のみに現行に行ひ、ひまがないために、新しき探鉱その他の調査は十分に行き渡ることができないのであります。幸いにも探鉱屋というものが、相当地に北海道におりまして、これらが企業意欲のため、あるいは事業意欲のために、常に調査を行つております。しかかも今日鴫ノ鮮ほか優秀な鉱区は、これら探鉱屋の手によつて探鉱され、出願されている。そうして出願中に名義の変更等の処置によつて、今日大会社に移譲されました、りつばな鉱山になつておる実例が少くない。まだ、北海道においては、これらを十分に利用することこそ、國家の鉱物資源を完全に開發し、探掘できる過程に持つて行くことができると思ひますがゆえに、どうか現行法第二十二條を、どこへでもいいから復活していただきたいということを特にお願いするものであります。

申し述べました各項については、地方的な見地の條項がございますので、法律を二本建とすることは困難と思いますが、法の精神をどこかに生かしていただきまして、あるいは年限の延長とかその他の生かしていただきますならば、十分に実施面において、施行の上においてできると思います。

以上申し上げまして私の公述を終わります。

○小金委員長 次は愛知県耐火粘土工業協同組合顧問、加藤英一君。
○加藤公述人 たいだい御指名をいた
だきました加藤でございます。実は
私、昭和十八年から本年の四月まで、
たいだい御指名の理事長をいたして
おりましたが、組合法がかわりまして
の資格を失ひ、現在は顧問をいたし
ております。それからこの事業を中
心としていたします愛知県、三重県、
岐阜県、同じような組合をつくつて
おりますが、その迎合会を組織して、
その会長をやはり同じ時まで勤め
て、現在は顧問をしております。そ
ういう両方の関係と、県議会の末
席を汚して、経済委員の末席にあり
ますので、その点からのお問合せ
の件についてお答えを申し上げます。
私どもの業界におきましては、大
体において今回御審議中の耐火粘
土法案は適当と認めます。特に耐
火粘土が新しく法定鉱物として指
定されたことは最も適當な措置と
考えます。何となれば耐火粘土が
製鐵鑄鋼用の補助的重要不可欠の
鉱物であり、特に平和の今日、陶
磁器をもつて外貨獲得、すなわち
日本の土を金にかえる、まことに
貴重な事業と考えます。耐火粘土
即ち陶磁器であり、すなわち耐火
粘土、陶磁器即ち耐火粘土とあり
ます。すなわち耐火粘土、陶磁器

ちこの三県下の軒下から出ます土が
たちまち金にかわり、国を富まし、世
界を益するといふ、この面——わが愛
知県におきましては毛織物工業、綿工
業の盛んなことは御承知の通りであり
ますが、これらは原料を外国に求め
て、その得るところは賃料である。こ
の事業こそ真から土を金にかえるとい
うとうとい仕事だと私どもは考えてお
ります。私ども業界におきましては、
さきに述べましたように三県連合会に
おきまして、この数年来一致して、
耐火粘土の法定鉱物に指定せられると
う、また新鉱業法の一日も早く制定せ
られるよう、陳情懇願の力努めて来か
るのであります。さればこそ当局におか
れましては、耐火粘土が法定鉱物に指
定せられていないにもかかわらず、中
央には鉱山局鉱政課に専任にひとし、
主務係官を置き、地方においては地志
通産局の鉱山部鉱業課で生産資材の確
得から割当、生産指導の面、主食の増
配、一時は優先輸送の便宜まで與えん
で来たのであります。これらのこと
にかんがみまして、今同御審議中の
法案は、業者といたしましては、あ
げて歓迎をしなければならぬ、感謝せ
ばならぬことであるのであります。
かかる最近に至りまして、三県果
いは岐阜県の一部に反対の聲が起つて
おるのは御承知の通りであります。こ
れが原因を考えてみますに、第一、
終戦後製鉄業事業の衰微とともに、
耐火粘土の需要がたいへん減つた、こ
れと金づまりによつて経営難に陥
ておる、そこへ指定鉱物になつた場
合、一万二千円などというような一鉱区
録税を拂ひ、その他新税がおつかぶ
つて来て、なおさら経営難に陥るの

はなか、こゝういふ心配。それから第二番目には、耐火粘土とは必然的に質をなしまして埋蔵をしておる亜炭との摩擦、亜炭が優先的であり、力の上においても勢力がいい、これに圧倒されてしまふのではないかという心配がこゝへくついついて来るのであります。これは三重県の場合です。第三に、資材の特配とか優先輸送等の特権にもう魅力がなくなつてしまつた。なおこのほか、地方自治体及び第三者的立場において反対があるようであります。これは粘土業者が重要鉱物に名をかりりて濫掘をしたり、無軌道な作業をして、治山治水から農業耕作初め、第三者に鉱害を及ぼすような悪質の者等が跳梁するのではないかという心配があるかと存じますが、本法案の設定によつて、これらの害惡を除いて、健全、まじめな業者の保護助長を目的とすべき本法案である以上、これはあくまで歓迎して行かなければならぬのであります。特に陶都と言われ、煙の都と言われる瀬戸市、多治見市、四日市市等は、何に生かされ、何に生きておるか。これを考えますときに、これがすみやかなる成立は、私ども県民の立場においても、業者の立場においても、やらなければならぬことと考えまゝのものであります。特に愛知県におきましては、耐火粘土の原産地でもあり、一連の陶磁器生産地であるところの瀬戸市を中心とする一帯の地方自治体も、業者も、この成立を希望しておるという事を申し上げます。さればわが愛知県議會におきまして、本年の当初予算に、わずかではありまするが、七十五万円の耐火粘土試験ボーリングの費用を計上して、疲弊せるところの

業者の賜成と發見、この貴重物資の完全採掘の方法を考えておるわけであります。

かくのごとき見地からいたしましたし、て、あくまで本法の精神と実際は、事業の保護育成であり、害患除去に徹底しなければならぬと思います。そのためは、第一番に耐火粘土の定義を確立していただくということであります。現在耐火粘土はゼーゲルSK二十六番以上となつておりますが、二十六番と申しますれば、粘土瓦の土、土管コンロの原土まで含まれてしまうのではなからうか。この表にあります土でも、かまどやコンロや熱土ぐらゐの耐火性は必ず持つておるものであります。されば本法案あるいは耐火粘土という名前の權威にかけても、また取締りの上から考えましても、この耐火粘土といふものの定義をSK三十番以上と定められることが適當ではないかと考えます。これによつて低火度粘土の探掘者、弱小業者の多い地方の反対が消えるのではないかと考えられます。

第二に、本業者は大多数が家内工業的なきわめて小企業体でありますが、これは国でも認められておるために、第何條でありましたが、旧指定鉱物の面積が三ヘクタールであるというのに對して、新しく指定されました耐火粘土等の面積が、一ヘクタールと規定されておるように承知しております。これに準じまして、登録税もその三分の一というところが不適當であつたならば、少くも二分の一の六千円程度にしてやつていただくたい、こう思います。また中小企業体を助成、育成する意味におきまして、現在の事業税にか

わる鉄産物等、一切の税負担は必ず比重的に考へて、新しい税法によつて輕くされて行くということが、本法の目的でもあり、かくのごとき重要産業の國家の指導という面で徹底していただきたいと思ひます。

第三に、耐火粘土と珪炭とは、同一地区に層をなして埋蔵しておりますものであります。あくまで同種と考へてはならない。権力の強い方の者が、同地区に層をなしてあるものなので、一方的に獲得したいという氣持もわかるのであります。耐火粘土の業者がそういうことを考へたら珪炭業者は困りになる。珪炭業者がそう考へれば耐火粘土業者が困る。これは本質的にあくまで異種であることを明記せられて、珪炭業者も粘土業者も、ともに同等の権利が與えられるように法文化して行かれば、これは協調して事業の遂行ができることにより得ます。こうしていただくことによつて、三重県の粘土業者の反対は消えるものと考へます。

第四に、第二十四條かと思ひますが、鉄業権者の資格というところの第二項に、「自ら鉄業を営む資力又は信用を有すること」とあり、第三項には「自ら鉄業を営む能力を有すること」と、この規定せられておりますことは、切詰めて考へて参りますと、大資本家の擁護に傾くのではないかと、鉄業の根本を成す資力というものは、資力はなくとも、足にまかせ、知恵にまかせ、その旺盛なる意欲に燃えてする根本の発見者の権利が没却されてはならないのであります。そのためにこの資格の第一は発見の功勞者に置くべく、法文の明記が願ひたい。資力、能

力、信用等は、第一の発見者に結びついて行く第二義的のものであると私は考へます。

第五番目に、当地におきます珪炭業者の場合、實際の探掘者は七五%までも先料金等の問題で鉄業権者との間の争ひは絶えないのであります。新鉄業法が施行されます場合には、これが激化するのを見ざるよりも明らかであります。この適正な仲裁機關として、地方通産局長あるいは地方鉄業委員会というものに、その裁定権を與えられるような法文がほしいと思ひます。これは耐火粘土の鉄区においても同様にと考へられます。

第六に、法文中「原形に復する」ということは、鉄業法の第百一十一條、探石法第八條で民間公述人から御指摘がありましたように、私としてもかような文句を置いておいては法の權威にかかわり、實際の運用が不可能であるということを考へて、適正な御訂正が願ひたいと思ひます。

最後に、かくのごとく慎重に手を盡して法案の御審議をいただきます委員長初め各委員の御熱意に、厚く敬意と感謝を捧げます。御清聴を感謝いたします。

○小金委員長 次は石材振興会会長上山元市君。

○上山公述人 私石材振興会の会長上山元市であります。本日この席にお招きをいただきました。私どもの意見をお聞きいただきまします機会を申し上げましたことを厚く御礼を申し上げます。はなはだ御礼を申し上げます。が、まず冒頭に私がお願いしたいことは、石をもう一度見直していただ

きまして、それから私の話をお聞き取り願ひたいと存じまして、一応石の重要性ということをお願い申し上げます。

およそ天地の間で何がいろいろとあり、石くらしいものはいろいろとあります。多ければ平凡であります。平凡であるから人はこれに関心を持たぬのであらうと思ひますが、およそ石はどの科学にも思想的にも、古くから愛顧されたものはまれであると思ひます。文化の始まりは、石からであると言つても過言でないと思ひます。古代人からの生活と石との関係、その用途のありさま、その日常生活の道具類について見ましても、今日現に残されているものでも幾多のものが数えられるのであります。平安朝時代から造庭について、石に意味を発見いたしました。これを觀賞し、これを大自然につないで味うなどは、日本の文化の理想の一到達点であつたろうと思ひます。室町から桃山時代の真に日本的な建築で、わが国自身で築造し完成されたものでかの江戸城、大坂城、姫路の城、名古屋城など、みな天下の名城とされておるのでござい

ます。が、それらのすべてが大きな石垣で築かれ、豪壯な氣分が漂うており、大坂城のかのたこ石や肥後石などは、三十六尺に二十尺という巨大な石で築かれておるのでございます。この点などは攻撃と防禦ということだけでなく、永久不滅という考へ方が強く表現されておるのであります。現にエジプトにおけるピラミッドやスフィンクス、さらにギリシャの建築、ヴェイナスの火山の灰の下から掘り出されたかのポンペイの廢墟にいたしま

しても、千数百年以前のものが残されておる現状でありまして、わが東京だけにいたしまして、本講堂を初め、日本銀行、勸業銀行、第一生命、その他現代建築でも幾多残されておるのでございます。かように大は築城の巨石から、小は愛顧される基石、盆石の類に至るまで、ことごとく石であるのでございます。敬神崇祖の象徴である碑石類、さては一般土木建築工事

に基礎材、建築材、裝飾材として必要欠くことのできないものであります。その使用される数量もまた歴大なものであると同時に、戦災の復興とその体驗から見て、防火建築に重きを置くときには、いかに歴大な石材の必要と重要性が認識されることであらうと思ひます。

ここで強調したいことは、道路、港灣の築造、耐火耐震建築にはセメント・コンクリートを理想とせられておりますが、その骨材としての石材はまた不可欠のものであります。同時に、そのセメント・トン製造するのに、その石炭が必要とせらるると聞いております。この貴重な石炭を大量に必要とするセメントは、石材の結合材として、またセメントでなければならぬところへ使用して、その貴重な石炭はよろしく科学資材に利用して、そのセメントを使用するところへ地下資源で無盡蔵にあり、燃料、電力などを要しないで済む石材を十分に利用することとが國策としてきわめて重要であると思ひます。これほどに重要な使命を持つております石材の生産業が発達し大成功しない、このまま推移いたしますならば、熱練技術工を失ひ、わが國のこの豊富な地下資源であ

る石材の生産が皆無になるときが来るのではないかと、憂慮にたえぬものがあるものであります。この最大の原因は、いふ／＼ありましようが、この石材採掘業に対しては、その權益に關し何ら國家の保護が與えられていないのであります。鉄業、砂鉄業を初めとしたしま

して、農林、水産その他各種の産業についてはいづれもその業法を制定せられ、さらに補助金の支出、育成までせられておるにもかかわらず、ひとりこの重要な石材業に対してはこれがなく、従つて石材の採掘に關する權利が法律上認められず、業者の正当なる權益を擁護すべき道も開かれず、ために往々にして採掘に關し、土地所有者は契約期限満了を機會に、転貸または回収してみずから經營に當るなど、採掘生産業者はよりやくにしてその採掘場の開拓せられたものを放棄するなど、常に不利益な立場に立ち、多大の損害をこうむつたこともしばしばあつたのであります。従つて土地所有者、鉄業権者その他との間に紛議を生じ、しかもこれを訴ふるに適當な、常に不利益な立場に立ち、かような実情のもとにおいて、斯業者の當然の權利が擁護せられないのみならず、企業家が資本を投下せんとする場合にも、法律上の保護のないことに不安を感じまして進出を躊躇し、石材業の發展は期し得られないことをおそれるものでございます。

この種法令は、アメリカを初め諸外國にはすでに制定せられておるのみならず、ドイツは一九三五年、三十六年にわたりまして、斯業救済、技術の向上發展の意味をもつてかのベルリンのオリンピックのスタジアムのごとき大施設に驚くべき大量の石材を使用して

斯業興隆をはかり、またイタリアでも群小大理石業者を合同せしめて半官半民のものとして、モンテコチーネにこれを当らしめるなどの例もあつたのでございます。

ここにきて、わが国に石材業者のためのみでなく、世人をして安心して資本を投下することを得しめることによつて、石材業の振興を促し、再建途上にある建設工事に要する基礎資材を徹するところに豊富に供給して、わが国復興工事の促進とあわせて斯業の振興に寄與せしめらるることは、国策として緊急のことと思はるのであります。

今石材採掘業の現状を申し上げてみまするならば、全国の業者数は、終戦後法人で三百七十社、個人経営二千六百三十人、計約三千の業者がございませう。従業員は二万七千三百人ないし三万二千人おりました。平均年齢が四十六歳になつております。輸送、排土その他の従業員をこれらに入れますと、約五万人の従業員を擁しておりますが、最近三箇年の需要量を申し上げてみますと、昭和二十一年進駐軍方面に対して百二十九万八千九百五十五トン、官民合せて百三十八万五千五十二トン、計二百六十八万四千五十二トンという量を出しております。これは終戦直後でございまして、二十二年になりまして、これを合したものは五百十六万六千六百七十七トン、二十三年には六百六十六万五千三百五十八トン、二十四年には五百四十五万一千五百四十二トン、以上のような現状でございまして、港灣、河川、道路、観光施設、建築の増大を要するために需要もまた恐ろしく激増の傾向にあるのでございます。

のでございます。でありますから、この業の健全な発達を念願するために、法律の制定方を企図、発意、請願いたしましたのは遠く大正九年十二月か、大正十年一月でございました。当時香川県の知事佐竹義文氏に要請をいたしまして、石材事業調査費として予算を計上せられたのでございます。さらに昭和十一年香川県石材組合が建議、請願、決議をいたして、県事会の大森康守氏を通じて請願いたしましたのでございます。昭和十八年六月全国的運動を起すために、上野精養軒におきまして全国の石材業の連合会を結成いたしました。昭和二十一年業界で実行委員

結成と同時に運動を開始いたしました。ようやくにして政府、商工省の指導に入りまして、漸次業態の認識を得ることとなりまして、爾来今日に至るまで異常の発達を來し、業者また訓練が積まれつつ、業態も面目を新たにするとともに、重要性を認識せられることになつたのでございます。爾来總理大臣、衆参両院議長、所管大臣、関係官庁へ請願陳情二十数回に及んでおります。この間進駐軍天然資源局にも数回陳情いたしましたのでございます。また現場採掘場と関係当局に御視察、実情調査を願つたところも數十箇所ござい

ます。以上申し上げましたごとく採石法の制定が緊急事であることを幸い政府御当局でもお認めになられまして、前々国会及び前国会に御提案されました。その内容のきわめて実情に適した法律でございまして、全面的にしごくけつこうであると思ひます。それが目下継続審議中で、先般も酷暑の折にもかか

わらず、親しく通商産業委員各位が実情御視察をたまわりました。いよ／＼その制定發布を見るのも間もないことのように拜承いたし、邦家のためにまことに慶賀にたえぬ次第でございませう。どうか御審議の上本国会を通過せしめられまして、發布せられますようひたすらお願いいたします次第でござい

ます。終りに一言お願いいたしておきたいことは、今日までに土地所有者は、本法が制定せられますと、農地法のごとく解して、不利であるかのごとく申さるることを聞きまして、石山のあるところはほとんど荒蕪地でございまして、石を採掘することによつて荒地が平地になつて畑地となり、また立木も繁茂して来るのでありまして、採掘権者とともに双方とも惠まれることになつて、大いに喜ばれております。また第二に、仄聞いたしたところによりまして、この法律の施行事務を地方庁へ移譲せらるるご意見もある由でございませうが、この法律制定の事情と、斯業に理解のある本省の一貫した指導を受けることが望ましいのでござい

ます。また鉱業権者とも密接な関係もございませうので、その鉱業法の施行に当られる当局の御監督を受けることがきわめて便利であるのでございませう。この点当局におかれましては御考慮をお願いいたしてございませう。それから鉱業権者と重複のあるときはおもんばかつて調整法を設けていたのだきたいと思ひます。また第八條に原状回復のごとがございませうが、原状回復のごとはやむを得ないのでございませうが、これは不可能なことが多いのでございませう。願わくはせいで金銭賠償にとどめていただきたいと存する次第であります。

御清聴を煩わしまして厚く御礼を申し上げます。これをもちて終ります。○小金委員長 次は全国鉱山労働組合連合会会長原口幸隆君。○原口公述人 金属鉱山労働組合を代表いたしまして、組合の意見を申し述べたいと思ひます。

鉱業法は、論ずるまでもなく鉱業を規制する基本的な法律であり、国民全般の理解と関連する面が非常に大であります。単なる営利を目的とする事業としてのみ鉱業を行うべきではなく、埋蔵量においても諸外国と比較にならないほど貧弱な日本の鉱物資源をより一層合理的かつ民主的に採掘し、これを公共の福祉増進に寄與するという基本的な考え方が貫かれておられなければならぬというふうに考えます。金属鉱山労働組合としては、こういう見地から鉱業法がより民主的な方向に改正されることを切に希望いたしますのであります。

この意味において、鉱業法案に対しては次の五つの意見を持つております。第一には、通産大臣、通産局長の法の実行にあつては、極力独善的傾向を排除し、鉱業賠償に關連する争議、鉱業権の取消し、鉱区の増減、施業案の変更等に対する処分など特に利害關係の対立する問題の解決に當つては、労働者、経営者、学識経験者等、各層の意見を十二分に取入れ、法の執行に當る必要があると考えます。原案によると、鉱業賠償に關しては、争議の予防解決に資するため、局長の諮問により賠償の範圍、方法について一般的基準を作成するため、地方鉱業賠償基準協議会が設けられ、また争議の和解の仲介機関として仲介委員会を設けようになつておりますが、個人的な利害關係を取扱い、多分に政治的な問題に發展する可能性があり、單に経営者のみでなく、労働者にも大いに累を及ぼす問題でありますので、これらの機関は民主的な方法で選出された委員によつて民主的に構成されて行かなければならないというふうに考えます。

こういう観点から、局長の諮問機関として、労働者、経営者、学識経験者等、各界から選ばれた委員によつて地方鉱業協議会を構成し、ここで鉱業賠償に關する争議の予防、解決のため基準を作成し、また争議の仲介を行い、さらに特に業者にとつて大きな影響を持つ局長の処分については、局長は必ずこの機関に諮問しなければならぬようにしたい。

次に第二点として、第一と同様の趣旨のもとに通産大臣の諮問機関として中央鉱業協議会を設けること。これは本法及び関係法規の改廃、制定、または百七十一條による異議申立てのあつた場合の受理、却下の決定及び受理された場合の異議に対する決定について、大臣は必ず諮問しなければならぬようにしたい。

第三点として、調停委員会の構成員数を現在の三名から五名にふやす必要がある。第四点として、鉱業権の売買によつて労働者の労働権、生活権が脅かされるおそれがある場合には、鉱業権の売買に關しては地方鉱業協議会に付議して労働者の意向を十分反映せしめようにする。

第五点として、鉱業権者の資格としては、日本国民または日本国法人以外は認めないようにする。

以上であります。以上の諸点をやや説明いたしますと、第一の地方鉱業協議会においては、第一に通産局長の諮問機関として設ける。第二に、次の各條項の処分については通産局長は必ず協議会に諮る。試掘権、採掘権の更新決定、十八條、十九條、掘進増区に関する申請の決定、四十七條、鉱区の増減命令、四十八條、試掘鉱区に対する採掘出願命令、四十九條、錯誤による鉱業権の設定、鉱区の増減、分割、合併等の取消し処分、五十二條、保健衛生、公共の福祉のための鉱区減少、鉱業権の取消し、五十三條、他人の鉱業の妨害排除のための鉱区減少、鉱業権の取消し、五十四條、法規違反による場合の鉱業権の取消し、五十五條、租鉱料並びにその支拂い方法、時期の決定七十七條、法規違反による租鉱料の取消し処分、八十三條、鉱区が幅渡する地域における鉱業権の交換、売渡しの勧告、八十八條、鉱区の増減につき採掘権者間での協議すべき旨の勧告、八十九條、右の協議不成立の場合の局長の決定、九十條、施業案の変更命令、百條、石炭、亜炭鉱業権者に対する担保供託金の決定及び右以外の鉱業権者に対する担保供託金の決定、百十七條、担保供託を行わない場合の事業停止命令、百二十條、以上。

次に地方鉱業協議会の第三番目として、鉱害賠償に関する爭議予防または解決に資するため、局長の諮問によつて賠償の範圍、方法についての公正適切な一般基準を作成する。

第四に、鉱害賠償に関する爭議について當事者より通産局長に和解の仲介申立があつた場合、局長は協議会に諮問し、仲介の勞をとる。

第五に、協議会の構成は労働者、経営者、学識経験者、各委員五名ずつとし、労働者、経営者側委員の中には鉱業に経験のある者、農業に経験のある者、他の産業に経験のある者をおの一名ずつを必要とする。委員長は通産局長として、委員は通産局長の委嘱によりますが、この場合労働、賃、学識経験者の意見を十分に尊重していただきたい。

以上が地方、鉱業協議会でありまして、次に中央鉱業協議会の構成としては、第一に通産大臣の諮問機関として設ける。第二に本法及び関係法規の改廃、制定にあつては大臣は必ず協議会に諮問する。第三番目に百七十一條に基き異議申立があつた場合、これの受理、却下について大臣は協議会に諮る。それが受理された場合、異議に対する決定を下し、大臣に答申する。第四番目に構成については地方鉱業協議会の場合と同様であります。委員長には通産大臣が当り、委員は大臣の委嘱による。次に、第三番目の問題である調停委員会については、調停委員会の任務、委員の選出方法については異議がありませんが、調停の対象が大なる利害關係を伴つて、また調停の効力も非常に大きいと思われまふので、委員数を原案の三名から五名にふやす必要があるように考えられます。

次に、第四番目の鉱業権の売買に関する制約について、従来経営不振あるいは不能の鉱山が他人に譲渡される場合には、従業員の意思を無視して行われ、いたずらに爭議をかました例がたびたびありますので、鉱山労働者の生活というものは、山とともにある実情にかんがみまして、第十二條に但書として、但し豫行中の鉱区の売買については、地方鉱業協議会に諮らなければならぬ旨の規定を挿入し、右のごとき爭議を防止するため、労働者の意見が十二分に述べられる機会が與えらるべきであるというふうに考えます。

最後に、鉱業権者の資格の問題については、原案第十七條によれば、日本国民または日本国法人以外でも、鉱業権者となり得る旨が規定されておりますが、日本国民としての立場から、日本国民または法人以外の者に対しては、鉱業権を所有させることに反対する。

以上が金蔵鉱山労働組合を代表しての意見であります。これをもつて終ります。

○小金委員長 次は、日本炭鉱労働組合生産部長村上一美君。

○村上公進人 日本炭鉱労働組合を代表いたしました。意見を述べさせていただきます。

われ／＼も地下労働者として、全鉱とまったく同じ意見を持つております。さらに具体的に説明申し上げますと、まずわれ／＼は、本法案が第一條の目的を完全に果すことを、労働者の立場から真に切望いたしますがゆゑに、地下労働者として前項とまったく同じ意見に至つたわけでありまして、まず前項で述べましたところの鉱業権譲渡なるものを地方並びに中央に設置していただきたい。こういう考え方をなぞ持つに至つたか、その理由を詳しく御説明申し上げますと、まず問題になりますのは、鉱害賠償の面が第一

点であります。これは従来一労働者なり、あるいは農民が被害の対象である場合が、特に九州においては多かつたわけでありまして、こういう場合に経営者を相手に一市民、一農民、一労働者としての抗争では本案に盛られておるところの仲介員、あるいは調停委員を通じての労働者に有利な結果が常にもたらされるということについては、一点の疑念を持つものであります。しかるがゆゑに、この鉱害賠償の点にかんがみまして、現在保安の面では実施せられております保安協議会、これは地方並びに中央にありますが、これとまったく同じ性格のものを設置していただきたいという希望を持つに至つたものであります。

次に第二点として、租鉱権に関する問題であります。この租鉱料の基準がまだないために、かつて試掘権の設定を受けておつたような山では、租鉱料のために労働者の福利施設なり、賃金を切下げざるを得ないという問題が起きておるわけでありまして、この点に關しましても労働者の代表を含むところの鉱業協議会でもつて慎重に検討して労働者の生活を考慮してほしい、こういう考え方を持つものであります。

第三点には鉱区並びに鉱業権の売買が、いとも簡単にただ単なる経営能力による、あるいは経営上やむを得ないという言葉によつて、労働組合があるにもかかわらず何ら相談なしに行われたというのが中小鉱山ではかつて見受けられたのであります。それがためにただちに経営者の交代が大量職首なり、あるいは協定賃金の不拂いに至るというふうな現象が見られておりまして、

たので、直接確保しておる鉱業権につきましては、ただ単なる物權としてではなく、労働者の生活に直結しているものであるという観点から、この鉱業協議会でもつて慎重にこの売買を取扱つていただきたい。こういうふうなわれわれは切望するものであります。

以上三点が特に鉱業協議会を地方並びに中央に設置していただきたい、こういうふうな考えに至つた重要な点であります。その内容につきましては、前項と一致しておりますのでこれは省略させていただきます。

次に第十七條の但書以下につきましては、われ／＼は鉱業権者が日本人であることを切望いたしますので、日本人としての立場より但書の抹消を要望する次第であります。

以上前項とまったく一致しておりますので、主要な点のみを摘出したしまして説明して日本炭鉱労働組合の意見を終ります。

○小金委員長 次は北九州石炭株式会社社長武内禮藏君。

○武内公進人 本日改正鉱業法案の公聴会が開催せられるにあたりまして、私も多年鉱業に従事し、経営をやつておつた者の立場からいたしまして、この恒久法の制定の機会において、ぜひ御考慮をお願いしたい点がありますので、次に率直に述べさせていただきます。御審議の資料に資していただきたいと信ずるものであります。

第一に本案の第十四條の二項に、石炭鉱区の最低面積があげられておりますが、これは三十ヘクタール、つまり十萬坪近い数字のようでありまして、これは五萬坪としていただきた理由には長年五萬坪で実施されて来

ましたが、何らこれに対して不利、不便はなかつたばかりではありません、鉱利保護並びに立地条件上はかえつて五万坪の方が適当と思われまゝので、従来通りの五万坪を切望申し上げる次第であります。

第二に第十八條の試掘権の存続並びに延長がそれ／＼二箇年となつておりますが、これは四箇年としてほしいことを切望いたします。理由といたしましては、九州におきましての炭鉱の開発は古くからすでに露頭に近い残部は採掘し盡されております。今後の開発にまつべきものはかなり深部あるいは洪積層をかぶり、あるいは火山岩でおおわれておるなどのために、地表からの探査はよほど困難が多いのでありまして、あるいは多数の試掘を実施しなければ、石炭の賦存状態は確認することとできないのであります。ここに一つの例をあげてみますれば、御承知の方もあると思いますが、杵島炭鉱の所有にかかると多良鉱区は、多良岳のふもと一帯に千数百坪の地域を占めておりまして、優良炭の賦存が予想されておりますが、全面が多良岳の熔岩をもつておおわれておりますために、探査のためすでに十八年以來試掘が継続されておりますが、これが完成にはまだ数年を要するものと予想されております。このような例は他にもたくさんありまして、資金、資材、技術陣容などの関係もありまして、歴大な鉱区の開発は二年や四年では不可能と思われまゝす。もちろん鉱業権の死蔵または投機を防止する意味で、試掘権の存続期間を短縮される趣旨はよくわかりますが、実際問題として探査に長年月を要する善良の企業家に対しては、優

先的に累次の延長を認められることとし、少くとも一般的には存続、延長ともにおの／＼四年くらいにされる方が最も妥当であり、またかくしてほしいと信ずるものであります。

第三点といたしまして、第十九條採掘権の存続期間三十年は、現行法通り無期限とされたい。理由としまして、現行法で数十年間継続されておる鉱山も少なくないのでありますが、または今後ともこれとひとしいものはたくさんあると予想される鉱山があるのであります。これを三十年として、いたずらにめんどろな手続をふまねばならないのみならず、鉱区の資産価値に影響するところも大きいと思われまゝす。また今後は価値のない鉱区に多額の鉱区移を負担して保有するようなことはなく、鉱業権者みずから放棄することと思われまゝすので、三十年に制限されることは一面無意味と思われまゝすので、現行法通り無期限にしていただきたいことを切望いたします。

第四点に、第六十二條第一項の事業着手までの期間六箇月を、現行法通り一年とされたいことを切望いたします。理由は着手にあたりまして、農地改革以來、鉱業用地の使用に移るまでの経過に非常に困難が伏在いたしまして、土地の買収、借入れ等には相当な日時を要します。また交通不便なところに資材を持ち込み、設備をするまでに相当な日時を要しますため、着手期限の六箇月はあまりに短か過ぎます。ぜひ現行法通りに一箇年間にしたいだきたいことを切望するものであります。第五点といたしまして、六十二條第三項の、事業休止手続は、通産局長の認可でなく、現行法通りに届出にして

ほしいのであります。届出を切望いたします。その理由といたしまして、事業の休止は、特にあらゆる経済面、あらゆる関連する鉱業の経営の面からいまして、経済を伴つておることでありまして、これの緩急は重大なる経済的に收拾でき得ざる事態を惹起することと予想せられるのであります。従つて現行法通りに、届出にせしめていただきたいというのを切望申し上げます。

第六点といたしまして、第三章の租鉱権の問題であります。各方面から何うとなくよりますれば、租鉱権を忌避しておる向きもあるように聞きますが、私は本制度は現在最も適切な制度と思つております。以前の斤先掘り制度のように、旧制の方法を改めて、租鉱権により権利も義務も確認されまゝすことは非常な進歩であることと信じます。また大規模な企業には適しない地下資源を租鉱権によつて回収することとは、鉱利保護並びに国家経済上必要なことと、一部論者の言うような、租鉱権が否定されまゝす、現在の租鉱権に該当している多数の炭鉱並びにこの従業員の運命といふことにつきましては、重大なる社会問題を惹起すると信じます。私は原案に絶対的賛意を表するものであります。

第七点といたしまして、第五章の土地の使用、收用の問題であります。従来鉱山が鉱業予定地として、あるいはまた鉱害問題の解決策として、被害者の懇請によつて買収してしました土地は、さきの農地改革で安く買ひとりれてしまつたのであります。その後鉱業用地の借入れや、買収には不当の対価を要求され、容易に解決されない

実情にありますので、真に鉱業の発展のために必要な土地は、公平な補償金によつて迅速に使用または收用のでき得るよう規定されたいのであります。また土地の使用目的と收用目的とは区分を設けられる必要はないと思ひますので、第五條の土地の收用目的を、第六條の土地使用目的の範囲まで拡張されるように要望いたします。なお鉱業用地の使用收用は急速に処理する必要があるもので、農地調整法の適用の排除されることを切望するものであります。また事業の認定を通産局長の所管といたしますことは当然であります。なおこれが裁決も従来通り同局長の権限とされるように切望するものであります。

第八点といたしまして、第六章の賠償の問題であります。第六十一條第二項で損害賠償は金銭をもつてすることが原則となつております。現行法も同様であります。今関係者の一部から強く原状回復主義が叫ばれておりますが、原状回復の全責任を鉱業権者に負わせることは、法的に見ましても、不合理であり、實際問題としても不可能であります。もと／＼賠償は無過失損害であるから、賠償の責任はないとされてきたものが、昭和十四年の鉱業法改正によりまして、初めて賠償責任を認められたわけ、今民法の不法行為による損害賠償の原則を越えてまで鉱業権者に責任を負わされることは絶対に承服はできないのであります。實際問題といたしましては、賠償不毛となつた田地の復旧費、これは所によつて違ひますが、反当り二十万円または三十万円を要する所もたくさんあります。が、対価を越えた

かかる歴大な復旧費を鉱業権者に負わせる理由もなく、またこれを負担する能力もありません。してこれを負担せよといふことは、立地条件から見まして九州のような炭鉱は経営不能に陥り、やめなければならぬといふようなことも一面考えられるのであります。もと／＼国土回復のため、原状の回復には業者といたしましては決して反対するわけではありませんが、鉱業権者の負担限度は対価までとし、それ以上の金は国なり受益者なりに負担すべきものと信じます。従つてこの困難な問題を本鉱業法一本で解決せらるるよう期待することはむしろはないかと思ふのであります。これは至急に本法とは別に、国の助成などによる賠償復旧法の制定、かようなものを熱望いたしますのであります。

なお本法中原状回復の字句を原状の効用回復に改めていただきたい。鉱害は必ずしも原状に回復する必要はないと信じます。原状の効用を回復すれば事足りるものでありまして、現に特別賠償復旧法には明らかに原状の効用回復としてあるものであります。被害者のうちには必要もない山や高地まで復旧させようといふような非常識の人もあられるやに伺ひます。ために解釈に疑義のないように、原状の効用回復と改められることを切望するものであります。

第九点といたしまして、第六十三條にさらに将来鉱害発生のおそれある土地に重要な建物その他の工作物を建造する場合、あらかじめ鉱業権者と協議して将来の紛争を予防する旨の一條を加えていただきたいことを望むものであります。その理由といたしましては、

飲区内には、はなはだしきは採掘中、あるいは採掘直後まだ地表の安定しないところ、施設物を建造された例はたくさんあります。これがために採掘面積を縮減されたり、あるいは不測の賠償金を支出せられるなど、飲山にとつてはなほ迷惑であるのみならず、建造者にとつても決して望ましいことではないのでありますから、後日の紛争をできるだけ事前に防止するよう、本條項が必要だと思ひます。

十といひましては、打切補償の問題は、第百十四條第二項で打切補償は登録することになりましたが、まことにけつこうなことであります。ついでに改正法施行前に完全なる打切補償をしたものも、当事者間に異議のない当然打切補償として解決したものも、施行と同時に登録する條項を設けていただきたことを切望いたします。なお打切補償制度の問題であります。これに強硬に反対しておる向きもありますが、飲業権者の立場から申しますと絶対に必要なことで、原案よりさらに一層明確にされるよう要望いたします。すなわち金銭賠償を原則とする以上は、打切補償制度が確立されることは理の当然でありまして、絶対に必要であります。従来打切補償制度がはつきりしなかつたために、せつかく十分の対価を支拂つて打切補償したものが、未復旧のまま第三者に転売され、その第三者から再び賠償を要求されている実情にあるものが少なくないのであります。かかることは飲山側にとりまして耐え得られないところでありまして、相当の対価を支拂つて打切補償を要求することは当然のことでありまして、被害者から見

ましても、その打切補償金から生ずる果実が耕作収入に見合うことになれば、別に経済的には損失はないわけでありまして、不毛の土地や全然復旧不能の物件等に対しましては、飲業権者の申入れによつて対価を供託してでも打切補償ができるように規定されるよう切望するものであります。

第十一といひまして、法案第六章第二節の担保の供託についてであります。飲業権者は本制度の有無にかかわらず、常に意を用いて賠償の責任を履行していただきます。また本供託金は積立の年からでもとりもどしができますので、いたずらに入れたり出したり手続が煩わしいばかりで、決して飲業賠償の恒久対策とはなりませんから、本制度は必要ないものと思はれますが、現行法の制度をそのまま移行いたすのであれば、石炭飲業の現状その他諸般の経済事情に照らし、しばらくでも資金を死蔵させないために、トン当り五円ないし六円以下とされることを要望するものであります。なお現在の特別飲害復旧法による負担金は、トン当り二十円となつておりますので、さらにこれを供託によつて重複することは、資金面からいへばはなほ苦痛でありますから、さきに述べました五円か六円からの供託をするといひましたも、特別飲害の負担金納付期間中は停止するようお願ひしたいのであります。

大綱におきましては、改正飲業法案には異論のないものであります。ただいま十数点をあげました点につきましては、私の意見を披露申し上げまして、本法案の御審議にあたりまして、十分の御考慮をしていただくことをお願いいたします。私の供述を終ります。

す。ありがとうございました。

○小金委員長 以上をもちまして本日公述人全部の御発言が終りました。委員各位より質疑がありますれば、御発言をお願いいたします。——別にございませなければ、本日の公聴会はこれで終了いたしますが、この際一言ごあいさつを述べさせていただきます。公述人各位にはきわめて御繁忙の際にもかかわらず、長時間にわたつて御出席くださいますこと、貴重な御意見を御開陳くださいますことは、まことにありがたいこととございまして、厚くお礼を申し上げます。当委員会におきましては、この両法案の審査にあたりまして、各位の御意見ないし御趣旨の存するところを参考に供し、十分慎重審議を期したいと存じます。この席から委員会を代表いたしまして、委員長より厚くお礼を申し上げます。明日は正午前十時より公聴会を引続き開催することとし、本日はこれをもって散会いたします。

午後三時三十三分散会

昭和二十五年十一月二十日印刷

昭和二十五年十一月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所